岩手県告示第541号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ひづめ薬局	紫波郡紫波町日詰字東裏20番地4	令和4年8月1日
調剤薬局ツルハドラッグ紫波中央店	紫波郡紫波町日詰字中新田211番地1	令和4年9月1日
調剤薬局ツルハドラッグ八幡平バイパス店	八幡平市大更第34地割392番地1	IJ.